

次の**対象建設工事**を実施する場合は 「**分別**」と「**リサイクル**」が必要です。

発注者は、**建設リサイクル法**により、
工事着手の**7日前**までに
届出書を提出することが
義務付けられています。



対象建設工事

特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る資材、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物の解体工事や特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の工事

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80 m²
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500 m²
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	請負金額 1億円
建築物以外の工作物に関する工事（土木工事等）	請負金額 500万円

建設リサイクル法の主な内容

1. 建築物等に係る分別解体等の実施

- 対象建設工事については、受注者又は自主施工者は特定建設資材を基準に従って**工事現場で分別解体等**をすることが義務付けられています。

2. 再資源化等の実施

- 対象建設工事の受注者は、分別解体等を行うことによって生じた特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）を**再資源化**することが義務付けられています。

3. 分別解体等及び再資源化等の実施を確保するための措置

- 発注者による工事の事前届出や元請業者から発注者への事前説明・事後報告、現場における標識の掲示などが必要です。
- 受注者への適正なコストの支払いを確保するため、発注者・受注者間で適正な費用の支払いを見込んだ契約を締結することが必要です。

◇ 届出書の提出先・問い合わせ先 ◇

工事の場所	提出先	住所・電話番号
水戸市	水戸市 都市計画部建築指導課	水戸市中央1-4-1 TEL. 029-224-1111(代)
日立市	日立市 都市建設部建築指導課	日立市助川町1-1-1 TEL. 0294-22-3111(代)
土浦市	土浦市 都市政策部建築指導課	土浦市大和町9-1 TEL. 029-826-1111(代)
古河市	古河市 都市建設部建築指導課	古河市仁連2065 TEL. 0280-76-1511(代)
高萩市	高萩市 産業建設部都市建設課	高萩市本町1-100-1 TEL. 0293-23-1111(代)
北茨城市	北茨城市 都市建設部都市計画課	北茨城市磯原町磯原1630 TEL. 0293-43-1111(代)
取手市	取手市 都市整備部建築指導課	取手市寺田5139 TEL. 0297-74-2141(代)
つくば市	つくば市 都市計画部建築指導課	つくば市研究学園1-1-1 TEL. 029-883-1111(代)
ひたちなか市	ひたちなか市 都市整備部建築指導課	ひたちなか市東石川2-10-1 TEL. 029-273-0111(代)
常陸太田市	県北県民センター 建築指導課	常陸太田市山下町4119 TEL. 0294-80-3344(直)
常陸大宮市		
大子町		
笠間市	土木部都市局建築指導課 県央建築指導室	水戸市笠原町978-6 TEL. 029-301-4787(直)
那珂市		
小美玉市		
茨城町		
城里町		
大洗町		
東海村		
鹿嶋市		
潮来市		
鉾田市		
神栖市		
行方市		
石岡市	県南県民センター 建築指導課	土浦市真鍋5-17-26 TEL. 029-822-7079(直)
龍ヶ崎市		
牛久市		
守谷市		
稲敷市		
かすみがうら市		
つくばみらい市		
美浦村		
阿見町		
河内町		
利根町		
筑西市	県西県民センター 建築指導課	筑西市二木成615 TEL. 0296-24-9154(直)
結城市		
下妻市		
常総市		
坂東市		
桜川市		
八千代町		
五霞町		
境町		

※このチラシに関すること… 茨城県土木部検査指導課 建設リサイクル担当 TEL. 029-301-4386

令和4年4月